

TA、RA、アルバイト、チューター等として業務を行っていただく方へ

STOP!

研究費不正

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられています。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものです。

大阪大学は公的研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

TA、TF、SA、RA、アルバイト、チューターを業務として行う皆様は、特に、雇用者は教員ではなく大阪大学であることを認識し、大学の規則を遵守して下さい。また、その報酬額の根拠となる従事時間及び内容について、事実と異なる書類の作成に関与しないようお願いします。



犯罪

その行為、
即退場!!

公的研究費の不正使用とは

- カラ給与：
従事者が、架空または実際より多く偽った従事時間の報告（事実と異なる報告）を行うことで、実態の伴わない報酬を支払わせる行為
- 給与の戻し：
研究室の運営に必要な経費に充当するため、研究室に所属している学生に対して、実態の伴わない報酬を支払わせ、その報酬の一部又は全部を返還させる行為
- 目的外使用：
受入れや雇用の目的と異なる業務を行ったにも関わらず目的どおりの業務を行ったと偽り、報酬を支払わせる行為

不正使用を強要されたとき

本学教職員から事実と異なる書類の作成を強要された場合、「所属する部局の事務部」に相談、または「監査室」に通報及び情報提供してください。

- 相談、通報、情報提供による秘密は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律により守られます。
- 相談者は、相談、通報、情報提供したことを理由とする修学上の不利益を被ることは決してありません。

不正使用への関与は犯罪行為です

事実と異なる書類の作成により実態の伴わない報酬の支払いに関与した者に対しては、刑事告訴（詐欺罪、文書偽造の罪、など）、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口

本学において管理する公的研究費の事務手続きや使用ルールについてわからないことがありましたら、「所属する部局の事務部（相談窓口）」にご相談ください。

[URL] <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi>

[発行] 大阪大学不正使用防止計画推進室

[TEL] 06-6879-4767 [FAX] 06-6879-4074

[E-mail] huseishiyoboshi@office.osaka-u.ac.jp